

市民の意見（パブリック・コメント）募集

〈第2回〉「南島原市景観計画（案）」について

南島原市を構成する歴史的・文化的な景観および豊かな自然が織りなす、素晴らしい景観を後世にのこすために、「南島原市景観計画」を策定します。

ご意見の応募方法

意見の提出方法

- 提出期間… 4月7日(水)～5月7日(金) 【必着】
- 提出方法
 - ・ 意見内容
 - ・ 住所、氏名、年齢、性別
 ※上記を記載のうえ、次のいずれかの方法で提出いただくか、直接建設部都市計画課都市計画班まで持参ください。
 ※様式を担当課、ホームページに準備しています。（必要な事項が記載してあれば様式は問いません）
- (1) 郵便
〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地
南島原市建設部都市計画課都市計画班 あて
- (2) FAX 0957(85)3136
建設部 都市計画課 都市計画班 あて
- (3) 電子メール
toshikeikaku@city.minamishimabara.lg.jp

資料の閲覧場所

市役所および各支所（南島原市ホームページにも掲載します）
● 閲覧期間：4月7日(水)～5月7日(金)

意見などを提出できる人

- 市内に在住、在勤、在学する人
- 市内に事業所などを有する人
- パブリック・コメント手続きに係わる事案に利害関係を有する人

意見に対する考え方の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方については、後日ホームページなどで公表する予定です。

☎ 建設部 都市計画課 都市計画班

☎050(3381)5067
FAX0957(85)3136

● 縦覧期間

4月1日(木)～5月31日(月)
(土曜、日曜、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

● 縦覧できる場所

土地および家屋の所在する各支所
(西有家地区は市民サービス課。合併前の町単位)

● 縦覧できる人

- ・ 土地価格等縦覧帳簿は、土地の納税義務者または賃借人
- ・ 家屋価格等縦覧帳簿は、家屋の納税義務者または賃借人

● 縦覧に必要なもの

本人確認ができるもの
(免許証などの身分証明書、賃貸契約書など)

固定資産税課税台帳の資産を確認しませんか

☎ 市民生活部 税務課 資産税班
☎050(3381)5023 または各支所

固定資産税台帳の縦覧を行います。

この縦覧は、土地または家屋の納税者が所有している土地や家屋の評価額が適正かどうかを確認するために、市内の土地や家屋の評価額を見ることができるとの制度です。

縦覧手数料は無料ですので、この機会に、ぜひあなたの資産を確認してみませんか。

就学指定校の変更申請について

☎ 教育委員会 学校教育課 ☎050(3381)5081

南島原市教育委員会では、住所地により就学する学校を指定しています。ただし、特別な事情などで指定校以外の学校へ通学を希望する場合は、次の条件をすべて満たし、かつ、次の申請事由に該当する場合に就学指定校の変更を認めています。

● 条件

- ・ 保護者が通学経路、通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること
- ・ 教育委員会が必要と認められた書類などが添付されていること

● 申請方法

教育委員会学校教育課または各教育振興班で、「通学区域変更承認願」に必要事項を記入し、申請してください。（ほか添付書類の提出を求めるところもあります）

申請事由	許可期限
転居したことにより、校区が変わった場合	申請した日の属する学期または学年の最後の日まで
校区外に居住しているが、1年以内に申請の校区に住所を定めることが確実な場合	申請した日から転居予定日まで
校区外に転居するが、1年以内に現在の校区に住所を定めることが確実な場合	申請した日から転居予定日まで
(※) 特別支援学級が設置してある学校へ通学することが望ましい場合	申請した日（入級した日）から卒業まで
病気治療または心身上の理由などにより、教育上の配慮が必要な場合	申請した日から保護者が希望する日まで
児童が帰宅したときに、保護者が勤務などで不在である場合	申請した日から学年末までの保護者が希望する日まで
その他、教育的な配慮を特に必要とする場合	申請した日から保護者が希望する日まで

※特別支援学級とは、障害などのある子どもに対して、その特性に応じた教育支援を行うことのできる学級のことです。
 ※南島原市ホームページの「暮らしの情報-教育-学校」で様式などを公開しています。
 ※他の市町村の学校へ就学される場合は区域外就学の手続きが必要です。

児童・生徒の就学援助について

☎ 教育委員会 学校教育課 ☎050(3381)5081

南島原市では、市立の小・中学校に就学している児童・生徒が、学用品費や学校給食費の心配をすることなく義務教育が受けられるよう、その費用の一部を援助する制度を設けています。（準要保護児童生徒就学援助制度）

● 就学援助制度の対象者

制度の対象者は、南島原市に住所を有し、市内の小・中学校に児童生徒を就学させる世帯で教育委員会が認定した人（保護者）です。

● 援助の内容

準要保護世帯の小中学生を対象に、次の費用の一部（限度額あり）を援助をします。

- ① 学用品費など
学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、体育実用具費
- ② 医療費
結膜炎、中耳炎、虫歯など学校で治療の指示を受けた疾病の治療に要する費用
- ③ 学校給食費

● 手続き方法

援助を受けるためには、準要保護世帯の認定が必要です。援助を希望する保護者は、教育委員会学校教育課、各教育振興班または学校に申し出て受給申請書に必要な事項を記入し、学校へ提出してください。
 なお、申請の時期は年間を通って可能です。



今年、進んで自主学習をがんばるぞ!

テーマ「今年度、私はこれ始める！」 南島原市立 空崎 小学校 5年 名刺小波果前

毎日ダンベルを100回以上あげる。なわとびもがんばる。

テーマ「今年度、私はこれ始める！」 南島原市立 豊山 小学校 5年 名刺明又大智

